

2026年6月24日  
沖縄電力株式会社

## 託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項<sup>※1</sup>に基づき、託送供給等約款<sup>※2</sup>の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

今後、経済産業省による審査を経て、認可されたのち、2026年10月1日の実施を予定しています。

### <主な変更内容>

#### (1) 需要側の系統接続に係る手続期限の設定（工事費負担金等の入金期限の設定）

国の審議会<sup>※3</sup>において、特別高圧の需要地点について、供給承諾から工事費負担金の入金までの期限を3ヶ月以内とし、期限内に入金されない場合、接続供給契約における当該地点の契約申込みを解除することが整理されました。これに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

#### (2) 需要側の技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

国の審議会<sup>※4</sup>において、特別高圧の需要地点について、供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込みの不備または変更が発生した場合は、契約申込みを取り消すことが整理されました。これに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

#### (3) 発電等設備の系統接続に係る契約申込みにおける事業用地使用権原提出の要件化

国の審議会<sup>※5</sup>において、非FIT・非FIP電源について、発電量調整供給契約の申込みにあたり、事業用地の使用権原を証する書類を連系承諾から2ヶ月以内に提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すことが整理されました。これに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

なお、上記の変更内容は一般送配電事業者10社共通となります。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：第4回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力システムワーキンググループ(2025年9月24日開催)

※4：第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力システムワーキンググループ(2026年4月16日開催)

※5：第6回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力システムワーキンググループ(2025年12月24日開催)

以上

(参照 URL) 託送供給等約款変更認可申請書（令和8年6月24日）

[https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd\\_dl\\_260624.pdf](https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_dl_260624.pdf)